

定期報告を要する特定建築物

法別表第一 (い)欄	建築物 ^{※1} の対象用途	対象用途の位置・規模 ^{※2} (いずれかに該当するもの)	報告の時期 以下の年を 始期とし、 3年ごと
(1)項	劇場、映画館、演芸場	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの	H28.4.1～12.20
(2)項	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの	旅館・ホテル H28.4.1～12.20 上記以外 H30.4.1～12.20
(3)項	病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設（別紙）	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの ^{※3} ③ 地階にあるもの	旅館・ホテル H28.4.1～12.20 上記以外 H30.4.1～12.20
(4)項	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※いずれも学校に附属するものを除く）	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積が2,000㎡以上であるもの	体育館 H29.4.1～12.20 上記以外 H30.4.1～12.20
(5)項	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が500㎡以上であるもの ③ 床面積が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの	H29.4.1～12.20

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

※3 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

（根拠法令等）建築基準法第12条第1項、建築基準法施行令第16条第1項、

H28国交省告示240号第1第1項、沖縄県建築基準法施行細則第19条

定期報告を要する特定建築物（就寝用福祉施設）

1	サービス付き高齢者向け住宅 ※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム ※「寄宿舍」に該当。
2	助産施設、乳児院、障害児入所施設
3	助産所
4	盲導犬訓練施設
5	救護施設、更生施設
6	老人短期入所施設 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所 ※「老人短期入所施設」に該当。 老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。） ※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
7	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
8	母子保健施設
9	障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

定期報告を要するエレベーター等

対 象	例 外	報告の時期
○エレベーター ○エスカレーター	・ 住戸内のみを昇降するもの	毎年 4月1日～ 12月20日
○小荷物専用昇降機（フロアタイプ）	・ 工場等に設置されている専用エレベーター （労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号）	
（根拠法令等）建築基準法第12条第3項、建築基準法施行令第16条第3項第一号、 H28国交省告示240号第2、沖縄県建築基準法施行細則第20条		

定期報告を要する防火設備

対 象	例 外	報告の時期
○定期報告を要する特定建築物 ^{※1} の 防火設備	・ 常時閉鎖式 ^{※2} の防火設備 ・ 防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備	毎年 4月1日～ 12月20日
※1 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設にあっては、該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ※2 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの （根拠法令等）建築基準法第12条第3項、建築基準法施行令第16条第3項第二号、 H28国交省告示240号第3、沖縄県建築基準法施行細則第20条		

定期報告を要する建築設備等（排煙設備・非常用照明設備）

対 象	報告の時期
○定期報告を要する特定建築物における排煙設備	毎年 4月1日～ 12月20日
○定期報告を要する特定建築物における非常用照明設備	
（根拠法令等）建築基準法第12条第3項、沖縄県建築基準法施行細則第20条	

定期報告を要する準用工作物

対 象	報告の時期
○ 観光用エレベーター・エスカレーター →観光用エレベーター等	毎年 4月1日～ 12月20日
○ コースター等の高架の遊戯施設 →遊戯施設	
○ メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設 →遊戯施設	
（根拠法令等）建築基準法施行令第138条の3、沖縄県建築基準法施行細則第20条	